

令和元年（平成31年）

第2回柳泉園組合議会定例会会議録

令和元年5月29日開会

柳泉園組合議会

令和元年（平成31年）第2回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・指定第2号	2
・選挙第2号	5
・議長の辞任について	6
・選挙第3号	7
・会期の決定	8
・会議録署名議員の指名	9
・選任第2号	9
・諸般の報告	9
・行政報告	10
・議案第6号（上程、説明、採決）	28
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	29
○閉 会	30

令和元年（平成31年）第2回

柳泉園組合議会定例会会議録

令和元年5月29日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
 2. 指定第2号 議席の指定
 3. 選挙第2号 副議長の選挙
 - 追加1. 議長の辞任について
 - 追加2. 選挙第3号 議長の選挙
 4. 会期の決定
 5. 会議録署名議員の指名
 6. 選任第2号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 7. 諸般の報告
 8. 行政報告
 9. 議案第6号 柳泉園組合監査委員の選任について
(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)
 10. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1番 野島 武夫	2番 三浦 猛
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 森 しんいち	6番 稲垣 裕二
7番 原 和弘	8番 山崎 美和
9番 清水 ひろなが	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一

助 役	鹿 島 宗 男
会計管理者	渋谷 千 春
清瀬市都市整備部長	佐々木 秀 貴
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	萱 野 洋

3 事務局・書記の出席

総務課長	横 山 雄 一
施設管理課長	山 田 邦 彦
技術課長	米 持 讓
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	近 藤 修 一
書記	本 間 尚 介
書記	川 原 龍太郎
書記	田 中 佐 知

午前 9時59分 開会

○議長（稲垣裕二） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和元年第2回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（稲垣裕二） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○議長（稲垣裕二） 「日程第2、指定第2号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定をさせていただきます。

ここで、清瀬市議会及び東久留米市議会の改選に伴い、本日、柳泉園組合議会議員として新たに選任された皆様が御出席されております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議ございませんようですので、改めて自己紹介をお願いいたします。

まず初めに、私から自己紹介を申し上げます。西東京市選出の稲垣裕二でございます。皆様、よろしくお願いいたします。

それでは、議席番号1番、野島武夫議員から順次お願いをいたします。

○1番（野島武夫） 東久留米市選出の野島武夫です。過去に柳泉園組合議員をやらせていただいて、ベテランということになるのですが、東久留米で2番目にベテラン議員になりました。よろしくお願いいたします。

○議長（稲垣裕二） 順次お願いいたします。

○2番（三浦猛） 東久留米市選出の三浦猛と申します。柳泉園組合議会は初めてでございますが、常日ごろ、村山、野島先輩議員から状況は聞いております。しっかりと勉強してまいりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

○3番（村山順次郎） 東久留米市の村山と申します。5期目、8年で、今期終わりますと10年目ということで、しぶとくやっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 西東京市選出の後藤ゆう子でございます。私は3期目になりました。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（森しんいち） 西東京市選出の森しんいちでございます。柳泉園組合は、皆さんの少し前に、今期からやらせていただいております。頑張っ覚えていきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○7番（原和弘） 清瀬市選出の原和弘でございます。議員としても新人ではございますが、しっかり先輩方に倣って勉強してまいりたいと思ひますので、お世話になりますが、何とぞよろしくお願いいたします。

○8番（山崎美和） 同じく、清瀬市の山崎美和です。柳泉園組合は初めてですので、議員の皆さんと、あと、理事者の皆さんにいろいろと教わりながら、勉強しながら参加させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

○9番（清水ひろなが） 改めまして、こんにちは。清瀬市選出の清水ひろながでございます。新人でございますので、皆様の御指導をいただきながらしっかりと勉強していきたいと思ひております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲垣裕二） 皆様ありがとうございました。

ここで、助役より、特別職、関係市職員及び組合職員の紹介をお願いいたしたいと思います。

○助役（鹿島宗男） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、並木克巳東久留米市長でございます。

○管理者（並木克巳） 並木でございます。よろしくお願いします。

○助役（鹿島宗男） 次に、副管理者、渋谷金太郎清瀬市長でございます。

○副管理者（渋谷金太郎） よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 同じく、副管理者、丸山浩一西東京市長でございます。

○副管理者（丸山浩一） よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 続きまして、渋谷千春会計管理者でございます。

○会計管理者（渋谷千春） 渋谷と申します。よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の佐々木都市整備部長でございます。

○清瀬市都市整備部長（佐々木秀貴） 佐々木と申します。よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 東久留米市の下川環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（下川尚孝） 下川と申します。よろしくお願いします。

○助役（鹿島宗男） 西東京市の萱野みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（萱野洋） 萱野でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 次に、組合職員を紹介させていただきます。

横山総務課長でございます。

○総務課長（横山雄一） 横山と申します。よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 山田施設管理課長でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） 山田と申します。よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 米持技術課長でございます。

○技術課長（米持譲） 米持でございます。よろしくお願いたします。

○助役（鹿島宗男） 濱野資源推進課長でございます。

○資源推進課長（濱野和也） 濱野でございます。よろしくお願いします。

○助役（鹿島宗男） 議会の書記として、近藤庶務文書係長です。

○庶務文書係長（近藤修一） 近藤でございます。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 本間庶務文書係主任です。

○庶務文書係主任（本間尚介） 本間です。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 川原庶務文書係主事です。

○庶務文書係主事（川原龍太郎） 川原です。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 田中庶務文書係主事です。

○庶務文書係主事（田中佐知） 田中と申します。よろしくお願いいたします。

○助役（鹿島宗男） 最後になりましたが、私、助役の鹿島と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲垣裕二） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） 本日、令和元年柳泉園組合議会第2回定例会の開催に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言、御挨拶を申し上げます。

各市とも、市議会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、2月から4月までの主な事務事業について御報告させていただきます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますけれども、第2回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（稲垣裕二） それでは、「日程第3、選挙第2号、副議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。

よって、清瀬市選出の山崎美和議員に副議長をお願いいたしたいと思います。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました山崎美和議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲垣裕二） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました山崎美和議員が副議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○8番（山崎美和） ただいま皆様から御承認いただきまして、副議長に当選させていただきました山崎美和です。皆さんと力を合わせて、民主的かつ円滑に議事が進めていけるように頑張っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（稲垣裕二） ありがとうございます。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○副議長（山崎美和） それでは、議長と交代をしまして会議を進めます。

お諮りいたします。ただいま当職宛てに議長より辞任届が提出されました。

この際、日程を追加し、直ちに本件を先議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎美和） 御異議なしと認めます。よって、追加議事日程を先議することに決しました。追加日程を配付してください。

〔資料配付〕

○副議長（山崎美和） それでは、「追加日程第1、議長の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、稲垣議員の退席を求めます。

〔6番 稲垣裕二議員退席〕

○副議長（山崎美和） 本件は人事案件ですので、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎美和） 御異議なしと認めます。

議長の辞任について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（山崎美和） 挙手全員、よって、議長の辞任については許可されました。

○副議長（山崎美和） 続いて、「追加日程第2、選挙第3号、議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎美和） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎美和） 御異議なしと認めます。

よって、東久留米市の代表委員であります村山議員にお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 議長に東久留米市選出の三浦猛議員を指名いたします。

○副議長（山崎美和） お諮りいたします。ただいま代表委員において指名いたしました三浦猛議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（山崎美和） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました三浦猛議員が議長に当選いたしました。

ここで、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

それでは、当選の承諾及び御挨拶をお願いいたします。

○2番（三浦猛） ただいま議長の大任を拝しました東久留米市の三浦猛でございます。ふなれではございますが、慎重審査の上、円滑な議事運営に努力してまいります決意でございます。どうか皆様の御協力、心よりお願い申し上げます。

○副議長（山崎美和） ありがとうございます。

暫時休憩といたします。

午前10時12分 休憩

午前10時13分 再開

○議長（三浦猛） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、5月22日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山議員に報告を求めます。

○3番（村山順次郎） 去る5月22日、代表者会議が開催され、令和元年第2回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

令和元年第2回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、5月29日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、行政報告」を行い、その質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第9、議案第6号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。

次に、一度休憩し、その間に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、委員長等の選任を行います。

次に、会議を再開し、廃棄物等処理問題特別委員会委員長より同委員会の報告を受けます。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和元年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（三浦猛） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よつて、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（三浦猛） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

6番、稲垣裕二議員、7番、原和弘議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第6、選任第2号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長により指名いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よつて、議長において指名をいたします。

野島武夫議員、村山順次郎議員、原和弘議員、山崎美和議員、清水ひろなが議員、そして私、三浦猛でございます。以上6名を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任いたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） 御異議なしと認めます。よつて、以上の皆様を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（三浦猛） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦猛） 「日程第8、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、平成31年2月から4月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページ、総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございますが、2月8日に関係市で構成する事務連絡協議会及び同月12日に管理者会議を開催し、平成31年第1回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。また、3月28日には事務連絡協議会幹事会を開催し、負担金について協議いたしました。

（2）訴訟の状況ですが、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約に係る住民訴訟事件の第11回口頭弁論が4月12日に行われました。当日は、原告から準備書面及び訴えの変更申立書の陳述、当方から準備書面の陳述を行いました。裁判官から当方に対し、原告の訴えの変更申立てに対する答弁を求められ、当方は棄却を求めました。

結審となる予定でございましたが、裁判所の人事異動があり、裁判長を始め左右陪審の全てが変更されたことにより、事件及び審理の検討を行うために時間をとりたいと裁判長から申入れがございました。次回6月14日の口頭弁論で結審される予定でございます。なお、判決の言渡し期日についても、同日の審理内において指示される予定でございます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございます。

次に、2ページ、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において2月5日に例月出納検査が行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は4件の工事契約と7件の委託契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページ、ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期における構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万6,123トンです。

これは昨年同期と比較いたしまして112トン、0.7%の増加となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万4,381トンで、昨年同期と比較しまして31トン、0.2%の増加、不燃ごみは表4-3のとおり1,578トンで、昨年同期と比較いたしまして59トン、3.9%の増加、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり164トンで、昨年同期と比較しまして22トン、15.5%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

また、小金井市の可燃ごみの受入れについては、3ページの表4-1に記載のとおり、平成30年度以降は搬入されておられません。

次に、5ページ、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページ、表6は、缶類、びん類及びペットボトルの資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,216トンで、昨年同期と比較しまして40トン、3.2%の減少となっております。

次に、9ページ、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、2月に3号炉の定期点検整備補修を実施しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定と下水道放流水測定を実施しております。3月には3号炉の定期点検整備補修が完了し、その後、順調に稼働しております。また、1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定と下水道放流水測定を実施しております。4月にはごみクレーン、灰クレーン及び発電機用クレーンの年次点検整備を実施しました。また、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定と下水道放流水測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、12ページの表12-1から13ページの表12-3に記載してございます。

続きまして、10ページ、表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、ク

リーレポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計で1万5,716トンでございます。昨年同期と比較しまして150トン、0.9%の減少となっております。

表8及び表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載してございます。それぞれ排出基準に適合しております。

11ページ、表10につきましては、水銀濃度分析計による測定結果を記載しております。今期の検出はございませんでした。表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載してございます。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、13ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございますが、2月にバグフィルター清掃を実施し、2月から3月にかけて破砕機補修、定期点検整備補修を実施しました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表13、粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃、粗大ごみの処理量は1,742トンで、昨年同期と比較しまして81トン、4.9%の増加となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターでございますが、今期は2月にびん系列のシーケンサー交換補修を実施し、2月から3月にかけてコンベヤベルト交換補修を実施しました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、14ページ、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,216トンで、昨年同期と比較しまして40トン、3.2%の減少となっております。

続きまして、15ページ、3、最終処分場についてでございますが、引続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期の関係市分は2,149トンで、昨年同期と比較しまして47トン、2.2%の増加となっております。

なお、昨年同期には表15に記載のとおり、小金井市分として1万1,260キログラムが含まれております。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋立て処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。また、再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は279キロリットルで、昨年同期と比較しまして36キロリットル、14.8%の増加となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、17ページの2、施設の稼動状況でございますが、今期は2月に受水槽の

清掃を実施しました。3月に放流水流量計交換補修を実施し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、それぞれ排除基準に適合しております。

続きまして、19ページ、施設管理関係、1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場利用回数は2%、テニスコート利用回数は0.7%、会議室利用時間数は27.1%増加しております。一方、室内プール利用者数は3.5%、浴場施設利用者数は0.7%、トレーニング室利用者数は15.8%減少となっております。詳細につきましては、19ページの表19-1から20ページの表19-3までに記載のとおりでございます。

なお、室内プールにおいて、3月24日に「プール子ども開放」というイベントを開催いたしました。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、20ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、21ページ、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。それぞれの測定結果数値につきましては、水質基準に適合いたしております。

最後に、1点報告をさせていただきます。

平成30年第1回定例会における施政方針で、令和3年度導入に向けて、検討していくことを表明いたしておりました、厚生施設の指定管理者制度導入につきまして、事務局内部で検討を重ね、基本方針として一定の道筋を策定いたしました。このことにつきまして、後ほど担当課長より御説明いたします。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○施設管理課長(山田邦彦) それでは、指定管理者制度導入に係る基本方針について御説明させていただきます。

行政報告資料、契約の状況の次に添付してございます資料をごらんいただきたいと思います。

まず、1ページをごらんください。

冒頭には、柳泉園組合が指定管理者制度を導入するに至った経緯を記載させていただいております。次に、1、2には、一般的に言われている指定管理者制度の趣旨、導入の考

え方などを記載させていただいております。3は、今までの制度との違いを表で比較しております。柳泉園組合におきましては、現状の厚生施設、その他の施設の管理運営は、業務委託という形で行っております。現状と指定管理者制度の大きな違いとしましては、施設の使用許可という行政処分を行えることというところになります。施設の使用許可を行えるということと、後ほど御説明いたしますが、利用料金を指定管理者が収受できるということが現状との大きな違いということになります。

次に、2ページになりますが、4の指定期間は、記載のとおり5年間といたします。5、6につきましては、6に記載の各事項を含む条例等の規定の制定及び改正を行ってまいります。

次に、3ページになりますが、7は先ほども御説明させていただきましたが、管理する公の施設の利用料金について、指定管理者の収入として収受させることができる利用料金制度を採用いたします。8は公募手続についての記載であります。施設運営の基準、業務の具体的範囲などの情報をホームページで公開し、候補者となる企業等を公募いたします。

次に、4ページになりますが、9に記載の選定委員会において指定管理者候補を選定し、仮協定を締結いたします。10、仮協定締結後、指定管理者の指定及び協定期間中の債務負担行為などについて議会に上程し、議決をいただきます。

次に、5ページになりますが、11、議決をいただいた後、記載の項目等を含む協定を締結し、指定管理者をホームページなどで公表いたします。12、13、指定管理者関連の予算を含む令和3年度予算を議決いただき、令和3年4月1日より指定管理者による厚生施設の管理運営が開始されます。

次に、6ページになりますが、14、運営管理開始後、記載の事項の報告を受け、またモニタリングなどを実施し、厚生施設が適正に運営されているかどうかの確認を行ってまいります。その中で、モニタリング等の結果による指示に従わないことなどが起こった場合、指定の取消し等を行うことができます。

次に、8ページになりますが、適切な指定管理者制度の運用を行うため、制度導入後も検証を行い、見直しを行ってまいります。

また、別紙といたしまして、今後のスケジュール及び指定管理者制度導入に伴う整備計画書を添付させていただいております。この中で、別紙2に記載の浴場施設の浴室内・浴槽タイル更新工事につきまして、第1回定例会の答弁の中で10月から12月に実施と申し上げましたが、この計画ですと工事終了が年末になってしまうため、9月から11月に

変更させていただいております。この基本方針に基づき、令和3年4月1日の指定管理者制度導入に向け、適切に事務を進めてまいりたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（三浦猛） 以上で行政報告が終わりました。

これより報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手願います。

○3番（村山順次郎） 今ほどの指定管理者制度導入に関してお聞きをしたいと思います。

今年度予算、平成31年度予算にこれに関する経費が含まれていたかどうかは今わからないのですが、基本的に導入の是非については、今後、議会で諮られる、私どもとすればそれをよしとするか、あしとするかというところの判断は、今後、そういう場面が来ると認識をしております。

そうしますと、柳泉園組合における厚生施設に対する指定管理者制度の導入がどういうものなのかということを考えるときに、材料について少し御提供いただきたいと思うのです。私ども市議会におりますと、多摩26市ではどういう状況になっているのか、本市においてはこういう状況なのでこういうふうにしますと、そういう情報提供、判断の基準を一つ持つのが習慣的でございます。そのため、柳泉園組合の厚生施設というのは少しユニークな存在、公共施設ではある反面、中間処理施設に付随をする施設でスポーツ施設等が備わっているというもので、多摩の中には当然、一般廃棄物を処理する中間処理施設、清掃工場、焼却炉があるわけですが、類似の団体、類似の施設において、柳泉園組合で言うところの厚生施設がどういうふう管理運営されているのか、その状況の把握があれば、まずお示しをいただければと思います。それが1点目です。

2点目ですが、行政報告を聞いておまして、最初のところなのですが、不燃ごみが全体でふえているという御報告がありました。内訳表を見ますと、東久留米市が一方的にふえているという結果になっているのです。行政報告では3市全体で、前年同期比で59トンの増ということですが、私の手元の計算では、そのうち54トンは東久留米市がふやしているというふうに見えるのです。これが何かというのをお聞きしたいと思うのですが、私の推測も含むのですが、東久留米市は御承知のとおり有料化を今しています。前年同期比ですから、有料化をしている前年同期比と有料化をしている同期比なので、どういう比較になるのかわからないのですが、一つの要因としては、今、東久留米市の容器包装プラスチック、これは隣接する民間事業者一旦持ち込まれ、中間処理をされてリサイクルされています。一方で、中間処理をする際に、夾雑物きょう、リサイク

ルに適さない容器包装プラスチックではない可燃物とかが含まれておりますと、それをより分けて、それは柳泉園組合に今度は不燃ごみとして公車扱いで持ち込まれて、不燃ごみとして処理される。結果的には恐らくほぼほぼ焼却処理されているのだらうと思うのですね。もし、東久留米市の平成30年度なら平成30年度の^{きょう}夾雑物なんだけれども、不燃ごみとして持ち込まれた分、そもそも一般廃棄物として不燃ごみとして柳泉園組合に持ち込まれた分と、別々の集計というのはあるのかどうかわかりませんが、東久留米市の不燃ごみは全市的に水曜日に収集して、水曜日の中で柳泉園組合に持ち込まれるのですけれども、もしかしたら水曜日以外に不燃ごみとして公車として持ち込まれていると、それは民間事業者から不燃ごみとして持ち込まれた容器包装プラスチックの^{きょう}夾雑物である、その議論も昨年1回しましたけれども、そういう見方をしているという御答弁もあったかと思いますが、その状況を少し把握があれば教えていただきたいと思います。

3点目ですけれども、長期包括に関係して少しずつ議論をしていきたいと思ってシリーズですずっとやっているところなのですが、私の問題意識としては、長期包括委託が今実施をされております。そうしますと、それ以前ですと議決事項、議会で議決が必要な事項については技術課で資料も用意をしていただいて、毎年の大規模補修についても、ことしはこういう大規模補修を行いますと資料を示して説明をして、議決をして実施をする、そういうことが続いてきたのですが、長期包括になりますとこれが議決事項ではなくなる。それで情報が出てこなくなるのでは困りますという議論をして、毎年のこと、大規模補修に関しては、予算審査の際、決算審査の際に情報提供しますということで、対応していただいている、こういうふうに認識をしております。

もう一つ、心配事の一つとしては、例えば平成27年7月に、消石灰の定量供給装置のインバータが故障することによって、2日間ではありますが、焼却炉が停止をするというトラブルがありました。この際も、7月ですからその直後の第3回定例会で、何が起こったのかということの資料を示していただいて、行政報告の中でもこういうことがありましたということも触れていただいて、質問もいたしましたけれども、説明があったところなのです。仮に、補正予算が必要なことが起こったときに、かつてだったら補正予算で議決事項ですから、議会に情報提供して、こういう補正予算を認めてくださいという手続があるのですが、長期包括になると補正予算がどうこうという話には基本的にならないはずなんです。毎年の大規模補修、その年でどういう機器を交換していくか、大規模改修でどういう補修をしていくかということを、計画を立てて技術課ではモニタリングをして点検

をしていると認識をしておりますが、予測し得ない機器の故障が起こったときに議会への情報提供、これは少なくとも従前の水準で情報提供と御報告を適宜、適切に提供していただきたいと思うのですが、予定しているものの情報提供はいただいていると思っています。予測していないトラブルと言っている突然の機器の故障、それが焼却炉停止につながる場合とつながらない場合とあると思うのですが、そういうものの情報提供をどういうふうにいただけるのかということをお聞きしたいと思います。

これに付随して、ついでに聞くのですけれども、平成27年7月に焼却炉停止になったのですね。それに伴って、厚生施設も臨時休業になったのです。臨時休業ですということは張り紙されていましたが、何で臨時休業だったのかということはわからなかったのです。ホームページ上も、こういうことが起こりましたという情報提供は、結局、多分最後までなかったのではないかな。議会で報告、やりとりをしたところを見れば、何が起こったかはわかるのですけれども、厚生施設が臨時休業になったにもかかわらず、なぜ臨時休業になったのかの情報提供は市民にはされなかったように認識をしております。また、私は市民から連絡があって、臨時休業しているよということを通じて、何が起こったかということと比較的速やかに把握できたのですけれども、議員の中には7月に起こって8月の定例会まで全く知らなかったという方もいらっしゃったと聞いています。

その点で、議会に対する情報提供、技術的なトラブルというのは多種多様に大きいものから小さいものまでいろいろあると思うので、全てについて全部情報提供してもらおうとこれはこれで困るのですけれども、一定の水準で議会に対する情報提供とともに、何か起こったときには技術課から総務課に情報提供して、総務課を通じて、こういうことが起こりました、焼却炉を停止するようなことがあるならそれはマストですけれども、それも一定の基準を設けてホームページ等を通じて情報提供してほしいと思いますが、いかがでしょうかということです。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、厚生施設につきまして、多摩地区の中で類似施設の管理運営の状況がどのようになっているのかという御質問だったと思いますが、答弁させていただきます。

今、私どもで把握している範囲でございますが、類似といいますか、焼却中間処理施設が17カ所あると承知しております。その中で厚生施設のような余熱還元施設、こちらが柳泉園組合も含めまして6カ所あると見ております。その中で指定管理者を入れているところが4カ所、今のところ、私ども柳泉園組合ともう1カ所が直営でやられているという

状況でございます。

○資源推進課長（濱野和也） 東久留米市から搬入されます不燃ごみと夾雑物^{きょう}の関係ですが、行政報告の中では議員が言われましたとおり、トータルで56トンふえております。そのうち、公車が54トン、私車が2トンとなっております。54トンのうち、毎週水曜日が不燃ごみの収集日となりますので、その他以外ということで集計しました数字ですと、毎週水曜日の分が35トン、水曜日以外が19トン、合計54トンという集計になります。水曜日以外に搬入されます不燃ごみに関しましては、東村山市にあります中間処理施設から運ばれてきます不燃物、東久留米市では容器包装プラスチック及びペットボトルがそこに搬入されまして、中間処理されておりますが、搬入されたものの中には汚れとかその他の理由で資源化できないものがございます。それを夾雑物^{きょう}という名称で柳泉園組合は不燃ごみ扱いで搬入されてきますので、その結果、今期におきましては54トン増になってしまっているということでございます。夾雑物^{きょう}に関しまして、平成30年度の数字ですけれども、まだこれは確定ではございませんが、トータルで1,720トンの不燃ごみが搬入されまして、そのうち通常回収、水曜日の分が1,607トン、それ以外が113トンという形で数字は出ております。

○技術課長（米持譲） 先ほどの長期包括の補修等について内容把握のところと、また故障トラブル等について議会でどのように報告するかというところだと思うのですが、長期包括運営管理事業では定期点検整備補修、大規模補修及び更新工事等の実施内容につきましては、予防保全を考慮しながら緊急性のある場合は原則、当初予算説明時に大規模補修、更新工事等について実施時期の変更等を説明しているところでございます。また、予期せぬ事態により、年度途中で大規模補修とか、更新工事内容が変更になった場合は、直近の定例会で報告するとともに、決算時にも報告したいと考えております。

クリーンポートの定期点検整備補修、修繕一般につきましては、事業者の裁量で補修等を実施しており、多岐にわたっております。また、以前の定期点検整備補修につきましては、議決を必要とするような工事に関して細かく説明をしておりました。長期包括運営管理事業が始まってからは、大規模補修について予算及び決算のときに説明しているために、特に報告等は考えてはいないのですが、炉を停止するような故障、トラブル等の緊急工事をした場合には、行政報告において報告したいと考えております。

なお、先ほど議員がおっしゃったように、平成27年7月、消石灰のインバータトラブルによって炉を停止した等の場合においては、搬入に係るようなトラブル等も合わせまし

て、速やかに議員、関係市に一報をしたいと思っております。

○総務課長（横山雄一） 情報提供の関係でございます。厚生施設の臨時休業が前回ございました、そちらの際に御指摘いただいた件でございますが、焼却炉の停止に伴いまして厚生施設の臨時休業、またごみの搬入、市民に影響がある場合には、議員の皆様及び関係市に一報を入れるとともに、ホームページ及び園内掲示のお知らせで対応したいと考えております。また、園内掲示につきましても、理由等を詳しくわかりやすく記載しまして、市民の御理解を得るような形にさせていただきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） まず、指定管理者制度の関係でお答えをいただきました。柳泉園組合のような中間処理施設が17カ所あるというのも改めて認識をしましたので、ありがとうございます。

それで、もし可能ならということをお願いをいたしますが、次回で結構ですので、17カ所あって厚生施設を持っているのは6カ所で、そのうち4カ所は指定管理者制度を導入しており、柳泉園組合を含む残り2カ所は直営で運営されているというお話ですけれども、資料にさせていただきたいなど。もう少しどういう施設が、例えばプールやお風呂があるのかとか、そういう少しニュアンスが眺められる厚生施設とその運営状況がわかる資料ということですかね、そういうものを御調製いただければと思いますが、いかがでしょうかという質問を再質問させていただきます。

もう一つは、水曜日と水曜日以外の不燃ごみの量についてお示しをいただきまして、ありがとうございます。どうやらお聞きをすると、今回の行政報告の対象となる期間は、特にこの水曜日以外の不燃ごみが、平成30年度の年間を通じたものの比率から見ると少しふえている、少しどころではなくふえているというふうにも見えるのかなど。詳細な分析は、収集を担当しているのが東久留米市ですので、これは担当ともよく意見交換してみたいなと思っております。ありがとうございます。

長期包括に係る運営のところで御答弁をいただきました。技術課からも報告をしたいということで、前向きな御答弁をいただけたかなと思っております。

それで、一つ基準として焼却炉が停止をした際、当時は焼却炉は停止したものの、2日間だったので収集業務に直接の影響がなかったからという言い方だったのですけれども、焼却炉が停止したということはやはり一大事であることは間違いのないと思うので、これも一つの基準だと思います。最近、爆発と言ったほうがいいかもしれませんが、火災ですね、この件についても議会に対する情報提供も含めて、一定の対応が図られていると思います。

厚生施設が単独で臨時休業するような事態ということも可能性の問題としてはあり得るので、そういう際も市民への広報等については一考いただきたいということは申し上げておきたいと思いますが、2つ、議会への情報提供、市民への情報提供としてお願いをしたいと思うのは、焼却炉停止や火災には至らないものの、例えば人的被害があるような状況、こういう場合とか、あとは当初予定していなかった機器の故障、これも何らかの基準、金額なり規模なり、課の中で基準をつくっていただいて、これ以上の故障、これ以上の想定外の出来事については直近の行政報告に反映していただくとか、何らかの基準をつくって、当初こういう予定だったけれども、こういうトラブルがありましたというところはルールづくりをしていただいて、議会のほうに一定情報提供してもらおうと、ある程度市民にも伝わるといふ仕組みに、そういう役割も議会はあると思いますので、そういうところは基準づくり、ルールづくりを御検討いただければなど、これは要望したいと思います。

プレスリリースとか市民の情報提供も、今言ったとおりでございますので、ここも各課が所管している施設で、それぞれいろいろなことが可能性の問題としては起こり得ると思いますので、起こったときに何が起こりましたというところの情報提供については御検討いただければと思います。再質問は1点だけです。

○施設管理課長（山田邦彦） 次回の議会の際に、厚生施設と類似の施設を持っている団体の資料提供ということですが、なるべくわかりやすく作成して御提供させていただきたいと思います。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますでしょうか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、3点質問させていただきます。

今回の行政報告は4月30日までですけれども、ことしは10連休という大きな連休がありまして、5月の頭まで少し入ってしまうのですけれども、私、集合住宅に住んでおりまして、やはり10連休あるとレジャーに出かける方もいらっしゃるのですけれども、断捨離とかもはやっています、片づける人がふえているのか、マンションの集積所がものすごくいっぱいだったのです。行政回収は毎日きちんと曜日ごとにあつたのですけれども、柳泉園組合のごみの状況ですね、私もできたらもう持ち込もうかなと思った日もあったのですけれども、柳泉園組合の受け入れ、柳泉園組合は10連休ではないと思うのですけれども、営業日と、それから受け入れ状況などをお聞かせいただければ、待ち時間もあるのかとか、日によってもものすごいごみの量を受け付けているのか、そんなところをお聞かせください。

2点目が、工事請負契約の状況の1ページです。厚生施設非常用発電設備更新工事の予定価格と契約金額が随分乖離^{かい}していますので、この要因についてお聞かせください。

3点目が、指定管理者制度導入の件で、最後の8ページの隣にスケジュールが書いてあるのですけれども、議会上程が今後あるのが令和2年2月ですか、第1回定例会、それからその下が令和2年11月で、第4回定例会だと思うのですけれども、途中の状況ですね、選定委員会が第1回がどんな感じだったのかとか、募集要項が決まったというのはぜひ私たち議会のほうにも、この間の議会のときに少し情報提供をしていただきたいと思いますので、していただけるかどうかの御見解をお聞かせください。

以上、1回目、お願いいたします。

○技術課長（米持譲） ゴールデンウィークの受入れについてでございますが、通常の暦どおり、土曜、日曜日以外全て可燃ごみ、クリーンポートにおきましては受入れ等を行っておりました。何日か私も出勤しまして、電話等を受けたのですけれども、やはり議員のおっしゃるとおり、私車の受入れがかなりございました。1日当たり30件から50件ぐらい私のほうで電話を受けた記憶がございます。かなり受入れておりました。

○資源推進課長（濱野和也） こちらは不燃、粗大ごみの状況ですが、ゴールデンウィーク期間中は土曜、日曜日以外は可燃ごみと同じように受入れておりました。技術課長と同様に、私も出勤しておりましたが、1日の電話での問合せが結構ございました。

実際、処理状況ですが、どうしても不燃・粗大ごみ処理施設はピットの容量というものがクリーンポートに比べて大分小さいものですので、ある意味、ある一定の時期にはピットに入り切れない、若干その前にためておくような状況がありました。ただ、実際その後、時間をとりながら処理業務を行った結果、今は通常運転に戻ってございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、まず、行政報告資料1ページの、厚生施設非常用発電設備更新工事の落札率の件につきまして御答弁させていただきます。

こちらは非常に低い落札率だったため、私どもも内容の分析を行いました。結果、本体価格が予定価格の約3分の1となっております。こちらについて落札業者に確認したところ、仕様書で指定しているメーカーの非常用発電機の施工実績が多いため、本体はかなり安価に仕入れられ、既に仕様書どおりの機種を発注しているということでございました。工事費、諸経費などにつきましては、既設発電機の撤去及び新設発電機の設置につきましては、この業者ではできないということで、現場確認をした上で数社から見積もりを取り、安価な業者を選び、電気工事につきましては、自社の社員で行うということで

ございます。その結果、このような入札価格になったと聞いております。

いずれにいたしましても、これだけ安価な金額で契約をしておりますので、我々としたしましても、安かろう悪かろうということにならないよう、工事完了までしっかりと監督をしてまいりたいと考えております。

続きまして、指定管理者制度のスケジュールの中での議会への情報の提供ということでございますが、もちろん議会の御理解を得ながら進めていきまないとできない事業でございますので、情報提供は逐次行ってまいりたいと思います。この丸のついているところは、上程して議決をいただく部分につきまして丸をつけさせていただいておりますので、それに向けまして逐次情報の提供というのはさせていただきたいと考えております。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございました。やはり持込みがそれだけふえるということがわかりました。私はまだ自分で実際に持ち込んだことはないのですけれども、お一人当たり1日30件から50件ぐらいの間合せがあったという話ですけれども、もう少し詳しく聞かせていただきたいのですけれども、やはり私車で持ち込まれる方というのは、燃えるごみとそれから不燃とか粗大のようなものも混在で持ってこられるのかということと、お一人当たり大体入ってから出るまで時間的にはどれぐらいかかるのか、私のような初心者でもスムーズに行けるのかどうかというのを、おわかりになる範囲でお願いいたします。

契約の件はわかりました。先ほど課長がおっしゃったように、安かろう悪かろうは怖いなという部分もありますので、ぜひしっかりとチェックしていただきたいという意見を申し上げます。指定管理のほうも情報提供してくださるということでわかりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） ごみの一般の持ち込みに関してですが、初めてお見えになるお客様、電話での間合せがあった場合、まず関係3市の方であるかどうか確認をした上で、どのようなごみをお持ちになるのか、まず確認を行います。その中で、燃えるごみと燃えないごみを一緒に捨てたい方がいらっしゃった場合は、やはり施設がそれぞれ違いますので、捨てやすいように袋に入れるなどして、まず分けて持ってきていただくようにしています。検量というところでまず身分確認、住まわれているところの確認をした後、可燃ごみはクリーンポートへ、不燃ごみは不燃・粗大ごみ処理施設のほうへそれぞれごみを持って行って、持ってきた方にそれぞれの施設へ行っていただいて、ごみをおろして、帰りに空の状態でもう一度重量をはかりまして、その差引きがごみの量という形で、10キ

ロにつき380円のごみ処理手数料がかかるということになっております。

時間のほうですが、可燃ごみだけですと、ごみをはかって、そのままプラットホームへ入って、係員がおりますので、指示に従ってごみを安全におろした後、検量を通ってお帰りになるということですから、時間的には10分もかからないのかなと思われれます。もちろん、ごみの量にもよるのですが、不燃、粗大ごみに関しましては、やはりすぐにその場で全部落とすというわけではなく、例えば幾つかの袋に分けて不燃ごみをお持ちになった場合、それをコンベヤ上に一つずつおろす作業、それは同じように係員がおりますので、その方たちと一緒にごみをおろしていただくということで、クリーンポートの場合ですとごみをおろすゲートが幾つかあるのですが、不燃、粗大ごみですとどうしてもおろす箇所が1カ所しかないのです、時間帯によって、あるいはゴールデンウィークなんかでも時間帯とか曜日によっては多くのお客様がお見えになりますので、そうなるとごみをおろす順番ということに対しての時間がどうしても若干かかってしまいます。運よく1台で、お見えになったときにどなたもいらっしゃらなければすぐおろせますけれども、何台か、2台、3台ということも当然考えられますので、そうすると前の方がおろし切るのを待ってから、お持ちになったごみをおろすという形になりますので、時間的には早ければ同じように10分ぐらいで済むかもしれませんが、状況によっては15分程度かかる場合もございます。

○4番（後藤ゆう子） 御丁寧にありがとうございました。

市民の皆様から、柳泉園組合議員をしているということで時々お尋ねがあるのですけれども、古い支度というか、施設に御両親が入るということで処分したいとかということで、自分で持ち込めるのかという問い合わせがこのところ続いたものですから、お尋ねしました。どうもありがとうございます。

○資源推進課長（濱野和也） ゴールデンウィーク期間中ですが、先ほど1日の問合せが30件から50件近くあったということで、不燃、粗大ごみのほうですけれども、特にやはり台数も多い、搬入される市民の方も多ということで、先ほど私、10分、15分と言ってしまいました。状況によってはもっと時間がかかってお待ちになったということも当然考えられます。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

○6番（稲垣裕二） それでは、契約関係につきまして質問をさせていただきます。

行政報告資料の3ページ、工事件名としてリサイクルセンター定期点検整備補修という

案件がございます。次の4ページ、粗大ごみ処理施設定期点検整備補修ということで、ごみ処理関係の施設で点検整備補修というごく限定的な限られた内容の案件だと思うのです。入札参加業者を拝見させていただきますと、5社いずれも全てが同じ業者のみが入札に参加をしているということなのですね。一般的な考え方からいうと、包括契約で別々の施設だから別々の案件になっていますよということだと思うのですが、これは一括したほうがトータル金額的には安くなるのが通常考え方だと思うので、あえて別々に入札をされている理由、あるいは一つにできない理由があればお聞かせをいただきたいと思います。

それから、これから厚生施設が指定管理に向かって動いていくということは、冒頭のきょうの御説明でも大変よくわかってはいるのですが、現在の管理業務委託の契約内容で、この5ページの厚生施設管理業務委託ということで運営を業務委託されていると。一方で、8ページの交通整理委託ということで、委託内容を拝見すると、厚生施設利用者の園内誘導の委託ということなので、これこそまさに一緒に入札案件にしていればいいのではないのかなという気がするのですが、あえてこれも別々に入札案件にしているという理由について御説明をいただきたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也）　ただいま議員から御質問がありましたリサイクルセンター定期点検整備補修と粗大ごみ処理施設定期点検整備補修に関しまして、入札業者が同じということで、これが一括にできないかということでございます。今回、このような形で同じ業者という形になっておりますが、実際、工事をそれぞれやるに当たりましては、業者選定委員会を設けまして、そこからどの業者にするかということで選ばれます。実際に、今回このような形で同じようにはなっておりますが、リサイクルセンターも粗大ごみ処理施設も数カ月間の期間を要して行う工事でございますので、その辺、一括にしてそれだけの人員をまず配置できるのかどうかとか、そういったことも踏まえましてどうなのかということになりますが、確かに議員が言われるように、同じ業者ということであればそういったことも考えられるのかどうかというのは、今後、調査しながら対応できるかどうか確認していきたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦）　それでは、5ページの厚生施設管理業務委託及び8ページの交通整理委託、これが同じ契約でできなかった理由をとということですが、厚生施設管理業務委託につきましては、旧温水プールだけを運営していたころからもう既に30年以上委託を行っております。交通整理委託につきましては、その中途から恐らく車の状況、またクリーンポートができて駐車場の状況などから新たに契約をさせていただいた状況、そ

うということでそのときに管理業務に入れなかったもので、そのまま今まで来てしまったというのが状況ではないかと思っております。

今、御提案させていただいているとおり、今後、指定管理者に移行していくわけですが、指定管理者にお任せする際には、交通整理委託も含めまして指定管理ということでお願いしていこうと考えております。

○6番（稲垣裕二） 2番目の質問から申し上げますと、指定管理になれば、その分野も含めて一括してどうぞおやりくださいよと、当然こうなるのは大変よくわかるのです。ただ、今のお答えだと、温水プールのほうが最初にスタートしていて、途中から交通整理が出てきたのでということで、逆に言うはずっと別々にしていたということ自体が、これは物の見方としては、今の答弁を聞いていると、実は一緒にできるのだけれども、何となくそういうふうに来てしまったというふう聞こえるので、そういうことであるならばしっかりとやはり内部でよく整理をすべきだと思います。

それから、両施設について、先ほどの点検補修に関しましても、これからいろいろ検討もしていただけるということですが、ぜひできるならば前向きな検討をしていただきたいと思いますが、御説明では人員配置のキャパシティの問題があるから別々には言いながらも、実際に同じ期間の委託をするわけで、しかも同じ業者5社が入札参加業者ですから、業者サイドがそれにたえられるよというからこそ、皆さんが入札に手を挙げているのだと思いますよ。だから、そこについてはいま一度よくよく検討していただいて、進めていただきたいという意見だけ言って、私は終わります。

○議長（三浦猛） ほかに質疑ございますでしょうか。

○8番（山崎美和） 厚生施設の指定管理者制度についてお伺いしたいのですけれども、別紙2のところを見せていただきますと、厚生施設指定管理者制度導入に伴う整備計画書とありまして、これがどういう意味なのか、導入に伴ってこういう計画があって、それが契約するとき指定管理者にこれを含めての契約になるのかどうか、そのあたりの考え方を教えていただきたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） 別紙2の指定管理者制度導入に伴う整備計画書、この内容についてでございますが、基本的にこちらは、指定管理者にお任せする前に工事の期間が長くかかってしまうような、2カ月、3カ月の休業を伴うような工事を先にしてしまおうというのがこちらの大きな趣旨でございます。そういうことですので、指定管理者の指定料の中にはこういったものは含まれてまいりません。その前に、休業を伴うような工事と

いうのを早くやっつけてしまおうと、そういう趣旨でございます。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。わかりました。

指定管理者制度になっていくと、どの整備をこれからしていくかというのが、指定管理者がやるのか、それともこちらがやるのかということが曖昧になってくると、結局利用者がいつまでたっても整備されないものやっつけていかなければならないということに陥りがちなので、そういうことがまずはないようにということで、今問題になっているところを指定管理になる前にやろうと言ったださっているというのは、とても利用者のことを考えているなと思いました。

ただ、指定管理者制度になった後、その考え方をどういうふうにしていくのかということと、場所をしっかりと、どの程度のところから指定管理者がやるのかというあたりとか、その辺もこれからはっきりさせていくことだと思っておりますけれども、考え方が何らかあるようでしたら、今、示していただきたいと思っております。

○施設管理課長（山田邦彦） 指定管理者制度導入後の施設の管理ということでございますが、私どもは長い間、厚生施設、温水プールを管理しております。職員はその間、故障の際、また補修の際、予防保全の際、全てかかわっておりますので、ノウハウを持っております。その辺を施設の管理のモニタリングですとか、また日ごろの会議、打合せなどを通しまして、我々の考え等を情報提供させていただきながら、また指定管理者の意見を聞きながら、利用者の方に御迷惑をかけないように、施設をお休みすることのないように、施設設備のほうは管理していけると考えております。

どの範囲ということでございますが、その辺はまだ、一般的には50万円までが指定管理者ですとか、それ以上が施設設置者ですとか、そういうお話もあるのですが、まだその辺は具体的には検討は行っておりませんので、今後、詰めてまいりたいと思っております。

○8番（山崎美和） ありがとうございます。

指定管理者が大きな金額の修繕となると、なかなかやるのに機動力がないという問題もいろいろあるでしょうし、そういう大きなものになってしまうまで見落としてしまう、早いうちに修理していけばよかったものがずっと後々になっていってしまうということがいろいろな施設を見ていると見受けられるので、そういうことがないように、これから議論していくことではありますけれども、指定管理にするのであれば、それはその計画として、柳泉園組合側がそういうもののイニシアチブをとって行って、必要なものは指定管理者にやらせる、そうでないものはこちらでしっかりとやるというのをはっきりさせていくと

ということが大事だと思うので、今後はそのあたりのことの検討をお願いしたいと思います。
要望です。

○議長（三浦猛） ほかに質疑ある方はいらっしゃいますか。

○5番（森しんいち） 工事請負契約について1点質問させていただきます。先ほど、後藤議員からもありましたが、1ページの落札率の低いものについてでございますけれども、予定価格が2,900万円、そして落札が980万円となっておりますけれども、まず予定価格の2,900万円を見積もりしたときの製品代と工事費と経費、大きくこの3つに分けた場合、どれぐらいの内容になっているのか。また、実際に落札された森電機工業の980万円に対しても、これの内訳、今、あまり細かいところはいいですから、工事費と経費とあと製品代、この3つでお示しをいただきたいと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、今、御質問のありました厚生施設非常用発電設備更新工事の内訳ということで申し上げたいと思います。

まず、柳泉園組合のほうの予定価格の積算の場合ですが、機器の値段が948万円、工事費が747万7,000円、諸経費が955万2,000円という積算を行っております。落札していただきました森電機工業ですが、非常用発電機の本体が350万円、工事費が380万円、そして諸経費が168万円という内訳をいただいております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。私が少し気になっているのは、機器の値段というのは先ほど御説明があったように、その会社によっての例えば仕入れ先との取引状況であったり、そういうことで、うちはよその会社になんぐらいたくさん仕入れているから、メーカーさんも安く出してくれるんですよということで、多分、見積もりをしたときに、通常見積もり、定価等々、定価をもとにした販売価格というのは大体948万円ぐらいだということで積算をされたら、これはよくわかるのです。それで、またこの会社がそういう事情があって、だけれども、うちは350万円で仕入れられるんだということもよくわかります。

そこで、工事費のほうなんですけれども、これ、740万円見ているところに380万円をやるとということは、工事費というのはほとんどが人件費だと私は思うのですね。その人件費の部分が多分747万円の積算というのは、この工事費を積算したときにはある程度の最低賃金とかそういうもの、あと通常の労務単価等をもとに計算をされて747万円という数字を出したであろうと想像するのですけれども、それに対してこの落札業者は380万円でやれるということは、人数を、例えばかかる人数が単純に半分で、うちは技

術者が有能だから半分の人数でできてしまいますよとか、もしくはもう本当に最低賃金を割るぐらいの、下請なり自分のところの職員なりの賃金をすごく低く抑えて、これだけの金額にしたということになるのか、そこら辺がやはり今後仕事をするに当たって、皆さんのほうできちんと管理をしていただいて、問題のない仕事をしていただきたいのですけれども、そこら辺の最低賃金というのは、今まで発注をする際に柳泉園組合でどういうふうに考えていたのか。見積もりの段階と、こういう入札契約する段階で、最低賃金がこれぐらいだから、この金額を守ってくださいねというものを示しているのかどうかということをお伺いしたいのですけれども。

○施設管理課長（山田邦彦） 御答弁申し上げます。

入札なり見積もりを依頼する際に、最低賃金というものをこちらのほうでお示しをしているのかということですが、これまでお示しをしたようなことはないと理解しております。

○5番（森しんいち） ありがとうございます。安くて質のいい工事をしてもらうということにこしたことはないのですけれども、そこら辺、発注者として、やはり安かろうだけでいいのかというところは、これからの課題だと私は思っております。やはり、そこで仕事をしてくれる業者さん、またそこで実際に働く労務者の方々というのも、生活がきちんとあるわけですから、そこら辺もきちんと見込んであげられるような発注の仕方というのは、これからの一つの課題だと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦猛） ほかに質疑のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦猛） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもって行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（三浦猛） 次に、「日程第9、議案第6号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、稲垣裕二議員の退席を求めます。

〔6番 稲垣裕二議員退席〕

○議長（三浦猛） それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第6号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合理約第13条に規定いたします議員のうちから選任する監査委員について、西東京市議会選出の稲垣裕二議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三浦猛） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（三浦猛） 挙手全員でございます。よって、議案第6号、柳泉園組合監査委員の選任につきましては、原案のとおり同意されました。

〔6番 稲垣裕二議員着席〕

○議長（三浦猛） ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました稲垣裕二監査委員に御挨拶をお願いいたします。

○6番（稲垣裕二） ただいま柳泉園組合監査委員に選出をいただきました西東京市の稲垣裕二です。よろしくお願い申し上げます。

監査の仕事を十二分に果たせるように、しっかりと頑張ってまいりますので、皆様よろしくをお願いいたします。

○議長（三浦猛） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（三浦猛） 休憩前に引き続き、定例会を再開いたします。

○議長（三浦猛） 「日程第10、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

それでは、山崎委員長に報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（山崎美和） 廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、「日程第1、委員席の指定」を行いました。

次に、「日程第2、委員長の互選」を行い、私が委員長に当選いたしました。

最後に、「日程第3、副委員長の互選」を行い、稲垣裕二委員が副委員長に当選いたしました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（三浦猛） 報告が終わりました。

ここで、職員をして議席番号表、特別委員会委員名簿、議員名簿及び特別職名簿を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（三浦猛） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第2回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午前11時33分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 三 浦 猛

議 員 稲 垣 裕 二

議 員 原 和 弘